

旅費支給に関する規定

第1条 この規程は、本連盟の会長が認めた会議等に出席する場合の会員に関する旅費の支給について必要な事項を定める。

第2条 この規程の第1条に定める会議等とは、公益財団法人日本スケート連盟が主催する次の事業とする。

- 1、評議員会（年1回）
- 2、各種セミナー
- 3、講習会
- 4、その他（競技会等への参加に必要な場合は別途会長と協議する）

第3条 公益財団法人日本スケート連盟が主催する会議等に本連盟を代表し出席する旅費は予算の範囲内で次のとおり支給する。

- 1、評議員会 30,000円・システム新設改正に伴う講習会 30,000円（新設一本連盟負担の場合）・事情により複数の役員が出席するときは予め会長の了解を得るものとし旅費は実費支給とする。
- 2、上記日程が宿泊を要する場合は、宿泊費8千円を限度として実費支給する。

第4条 公益財団法人日本スケート連盟が主催する競技役員セミナー・講習会に本連盟の推薦を受けて出席する場合は、交通費（鉄道運賃）の一部を補助する事とし、その補助額は予算の範囲内で次のとおり支給する。

鉄 道 距 離	補 助 金 額
100Km 未満	支給せず
101Km～200Km 未満	旅費支給に関する内部資料摘要
201Km～300Km 未満	全
301Km～400Km 未満	全
401Km～500Km 未満	全
501Km～600Km 未満	全
601Km 以上	全

尚、上記日程が宿泊を要する場合は、宿泊費8千円を限度として実費支給する。

また、同条以外の県外、県内の旅費は鉄道運賃の最低料金を実費支給とする。

第5条 この規程に定めがない場合、また、この規程により難しい場合は会長と理事長が協議し定めるものとする。

第6条 この規程は平成15年7月12日から施行する。

この規定は平成20年7月12日から施行する。

この規定は平成23年7月9日から施行する。

この規定は平成25年6月30日から施行する。

この規定は平成29年6月25日から施行する。

弔慰金等の支出に関する規程

- 第1条 この規程は、本連盟の会員及びその親族への弔慰金等の支出について必要な事項を定める。
- 第2条 この規程の第1条に定める「親族」とは次のとおりとする。
- 1 配偶者
 - 2 父母（実父母・養父母）
- 第3条 弔慰金等は次に定める2種類とし、その対象は次のとおりとする。
- 1 見舞金（会員に限る）
 - 2 弔慰金等（会員及びその親族）
- 第4条 見舞金は会員が引き続き60日以上入院加療を要した病気、負傷の場合に予算の範囲内で支出する。
- 1 役員（会長・副会長・理事長・副理事長・部長・副部長・理事・監事・事務局長・事務局次長）10,000円
 - 2 会員（上記以外の第1種～第4種・9種登録者）5,000円
- 第5条 第1条に掲げる者が死亡したときは、次の金額を香典として予算の範囲内で支出し弔慰を表すこととする。
- 1 役員（会長・副会長・理事長・副理事長・部長・副部長・理事・監事・事務局長・事務局次長）10,000円
 - 2 会員（上記以外の第1種～第4種・9種登録者）5,000円
 - 3 第2条に定める親族 5,000円
 - 4 規程第1条に定める会員のうち、役員在職中の功績が顕著であると会長が認めた場合、香典とともに生花を贈るものとする。
 - 5 この規程に定めのない場合、また、この規程により難しい場合は会長と理事長が協議し弔慰の方法等を定めるものとする。
- 第6条 この規程は平成20年7月12日から施行する。
この規定は平成29年6月15日から施行する。

旅費支給に関する規程の内部資料

岩手県スケート連盟

【改正前現行】

地域	盛岡より片道距離	旅費支給額	実質運賃 J R 往復
八戸	107.9 km	4,000円	7,840 (新幹線)
秋田	127.3 km	5,000円	9,000 (同上)
仙台	183.5 km	6,000円	12,180 (同上)
山形	246.3 km	7,000円	14,280 (新幹線・仙山線)
郡山	308.6 km	10,000円	19,320 (新幹線)
日光	466.3 km	12,000円	24,560 (新幹線・日光線)
東京	535.3 km	15,000円	27,280 (新幹線)
長野	697.1 km	16,000円	33,280 (同上一大宮経由)
札幌	683.0 km	16,000円	27,540 (J R)
釧路	943.4 km	16,000円	36,220 (J R)
京都	1048.9 km	16,000円	44,260 (新幹線)
大阪	1091.7 km	16,000円	44,260 (新幹線)